

成年後見申立ての手引

～前橋家庭裁判所に申立てをする方のために～

前橋家庭裁判所

目 次

はじめに	1
成年後見制度とは	1
1 成年後見制度とは	1
2 成年後見について	2
3 保佐について	2
4 補助について	3
5 任意後見制度について	4
申立ての仕方や手続について	5
1 申立てをする裁判所（管轄）	5
2 申立てができる人	5
3 申立てに必要な書類や費用	6
4 申立ての取下げについて 重要	7
標準的な審理の流れ（図表）	8
申立てをした後の手続の流れ	9
1 面接（申立人，後見人等候補者など）	9
2 本人調査（本人との面接）	9
3 親族への意向照会	10
4 鑑定	10
5 審理・審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）	10
6 後見制度支援信託及び後見制度支援預金について	11
7 審判確定と登記	13
成年後見人（保佐人，補助人）の職務について	13
1 仕事の始まり（財産目録及び収支予定表の作成）	13
2 成年後見人，保佐人，補助人に共通すること 重要	13
3 成年後見人の主な職務	14
4 保佐人の主な職務	14
5 補助人の主な職務	14
後見等監督について	15
1 後見等監督とは	15
2 家庭裁判所への申立てが必要な場合	15
成年後見人（保佐人，補助人）の仕事が終わるとき	16
1 本人が死亡したとき	16
2 成年後見人等の辞任	16
◎東京法務局後見登録課，前橋地方法務局のご案内	17

はじめに

この手引は、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、成年後見制度の概要、申立ての仕方や手続、審理の流れ、成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の職務などについて、そのあらましを説明したものです。この手引を熟読した上で、申立てをするようお願いします。

成年後見制度とは

1 成年後見制度とは

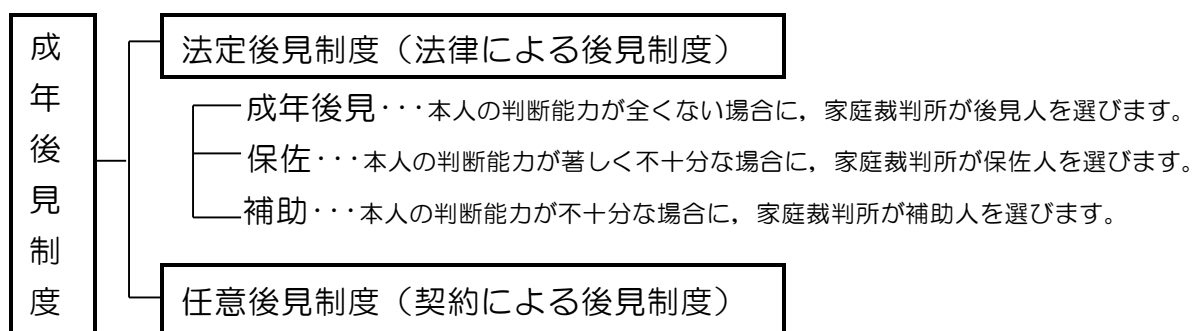
成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の^{*}判断能力が精神上の障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人のために預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人の判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

したがって、本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけである場合にはこの制度を利用できません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。

*判断能力：売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定後見制度には成年後見、保佐、補助の3つの種類があります。



本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見人を選んでおきます。

2 成年後見について

成年後見とは、本人が一人で日常生活を送ることができなかつたり、一人で財産管理ができないというように、本人の判断能力が全くない場合です。その場合、家庭裁判所が後見開始の^{*}審判をするとともに、本人（成年後見制度では「成年被後見人」ともいいます。）を援助する人として成年後見人を選任します。

成年後見人は、本人の財産を管理するとともに、広範な^{*}代理権及び^{*}取消権を持ちます。したがって、本人に代わって様々な契約を結ぶなどして、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなったこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）だけをすれば良いものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。具体的な職務内容は13～14ページをご覧ください。

* 審判：家庭裁判所が出す判断で裁判の一種。その内容が記載された書面を「^{しんぱんがき}審判書」という。

* 代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

* 取消権：本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限

3 保佐について

保佐とは、本人が日常的な買い物程度は一人でできるが、金銭の貸借や不動産の売買等、重要な行為は一人ではできないというように、本人の判断能力が著しく不十分な場合です。その場合、家庭裁判所が保佐開始の審判をするとともに、本人（成年後見制度では「被保佐人」ともいいます。）を援助する人として保佐人を選任します。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な法律行為（民法第13条第1項記載の行為、次ページ参照）を行う際には、保佐人の同意が必要になります。保佐人は、本人が一定の重要な法律行為を行う際に、その内容が本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（^{*}同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消したりします（取消権）。また、保佐人は、家庭裁判所で認められれば、特定の法律行為（次ページ参照）について、本人を代理して契約を結んだりすることもできます（代理権）。

このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途、代理権を保佐人に与える申立てが必要であり、そして、本人の同意も必要になります。具体的な職務内容は13～14ページをご覧ください。

重要な法律行為（民法第13条第1項）

①貯金を払い戻すこと，②金銭を貸し付けること，③金銭を借りたり，保証人になること，④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること，⑤民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること，⑥贈与，和解，仲裁合意をすること，⑦相続を承認，放棄したり，遺産分割をすること，⑧贈与や遺贈を拒絶したり不利なそれらを受けること，⑨新築，改築，増築や大修繕をすること，⑩民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること⑪①から⑩に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること

特定の法律行為

預貯金の払い戻し，不動産の売却，介護契約締結など

* 同意権：本人が重要な財産行為等を行う際に，保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないかを検討して，問題がない場合に了承する権限

4 補助について

補助とは，本人が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安があり，本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうがよいというように，本人の判断能力が不十分な場合です。その場合，家庭裁判所が，補助開始の審判をするとともに，本人（成年後見制度では「被補助人」ともいいます。）を援助する人として補助人を選任します。

補助人は，本人が望む一定の事項についてのみ（同意権や取消権は民法第13条1項記載の行為の一部に限る。），保佐人と同様，同意や取消しや代理をし，本人を援助していきます。

補助開始の場合は，その申立てと一緒に，必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければなりません。また，補助開始の審判をすることにも，補助人に同意権又は代理権を与えることにも，本人の同意が必要です。具体的な職務内容は13～15ページをご覧ください。

◆ 後見，保佐，補助を開始する審判手続の違いや成年後見人，保佐人，補助人に与えられる権限の違いをまとめると，次のページの表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方 (本人)	判断能力が 全くない方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
申立てができる人 (申立人)	本人、配偶者、親や子や孫など直系の親族、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意 又は取り消すことができる行為	日常の買い物などの 生活に関する行為以 外の行為	重要な財産関係の権 利を得喪する行為等 (民法第13条1項 記載の行為)	申立ての範囲内で裁 判所が定める行為 (民法第13条1項 記載の行為の一部に 限る) (本人の同意が必要)
成年後見人等に与え られる代理権	財産に関する全ての 法律行為	申立ての範囲内で裁 判所が定める特定の 行為 (本人の同意が必要)	申立ての範囲内で裁 判所が定める特定の 行為 (本人の同意が必要)

ワンポイント

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、どの類型で申し立てるのか悩むことでしょう。その場合は、申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立てをしていただくことで構いません。

申立後に行われる鑑定で、申立ての類型と異なる結果が出る場合がありますが、その場合には、申立ての趣旨の変更という手続が必要な場合があります。

申立ての趣旨の変更には、新たな費用負担は生じません。ただし、申立ての趣旨の変更に伴い、新たに代理権付与や同意権付与の申立てをする場合には、申立手数料(収入印紙 各800円)が必要になります。

5 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や手続方法などについては、お近くの公証役場でご確認ください。

申立ての仕方や手続について

1 申立てをする裁判所（管轄）

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所名	所在地，電話番号	管轄区域
前橋家庭裁判所 本庁	〒371-8531 前橋市大手町3-1-34 ☎ 027-231-4275	本人の住所地が 前橋市，伊勢崎市， 渋川市，北群馬郡， 佐波郡，吾妻郡
同 中之条出張所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町719-2 ☎ 0279-75-2138	本人の住所地が 吾妻郡
前橋家庭裁判所 高崎支部	〒370-8531 高崎市高松町26-2 ☎ 027-322-3622	本人の住所地が 高崎市，安中市， 藤岡市，富岡市， 多野郡，甘楽郡
前橋家庭裁判所 太田支部	〒373-8531 太田市浜町17-5 ☎ 0276-45-7751	本人の住所地が 太田市，館林市， 邑楽郡
前橋家庭裁判所 桐生支部	〒376-8531 桐生市相生町2-371-5 ☎ 0277-53-2391	本人の住所地が 桐生市，みどり市
前橋家庭裁判所 沼田支部	〒378-0045 沼田市材木町甲150 ☎ 0278-22-2709	本人の住所地が 沼田市，利根郡

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人，配偶者，4親等内の親族，成年後見人等，任意後見人，成年後見監督人等，市区町村長，検察官です。

4親等内の親族

子・孫・曾孫・曾孫の子・親・祖父母・曾祖父母・曾祖父母の父母・
兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親・配偶者の祖父母
・配偶者の曾祖父母・配偶者の子・配偶者の孫・配偶者の曾孫・配偶者
の兄弟姉妹・配偶者の甥姪・配偶者のおじ・おばなど

なお、自分一人で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる場合には、弁護士や司法書士に相談する方法もあります。

3 申立てに必要な書類や費用

申立ての際は、下記の一覧表の書類（3か月以内のもの）をご用意ください。なお、手続費用については、原則として、申立人が負担することになります。

【手続費用】

- 申立手数料（後見・保佐・補助共通） 800円
（代理権又は同意権の付与） 各800円
- 登記手数料 2,600円
- 送達・送付費用 4,480円
- 鑑定費用 実費（通常は裁判所に予納した金額）

	必要書類等	取寄先
1	申立書類 ◎申立書 ◎申立事情説明書 ◎親族関係図 ◎親族の意見書 ◎後見人等候補者事情説明書 ◎本人の財産目録及びその資料 （不動産登記簿謄本（全部事項証明書）、預貯金通帳のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。） ◎本人の収支予定表及びその資料 （領収書のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。） ◎（必要に応じて）相続財産目録及びその資料	前橋家庭裁判所・支部の窓口 （ウェブサイトからダウンロードできるほか、郵送で取り寄せることができます。） インターネットでは、「前橋家庭裁判所手続案内」で検索してください。 郵送の場合は、A4版が入る角型2号サイズの封筒に390円分の切手を貼り、ご自身の名前と住所を書いたものと「成年後見の申立書類一式送付希望」と書いたメモ書きを入れて家庭裁判所まで送ってください。
2	戸籍謄本 ◎本人	各自治体の担当窓口
3	住民票 （世帯全部、省略のないもの） ※マイナンバーの表示のないもの。 ◎本人及び後見人等候補者 （本人と後見人等候補者が同一世帯の場合には1通で結構です。）	各自治体の担当窓口

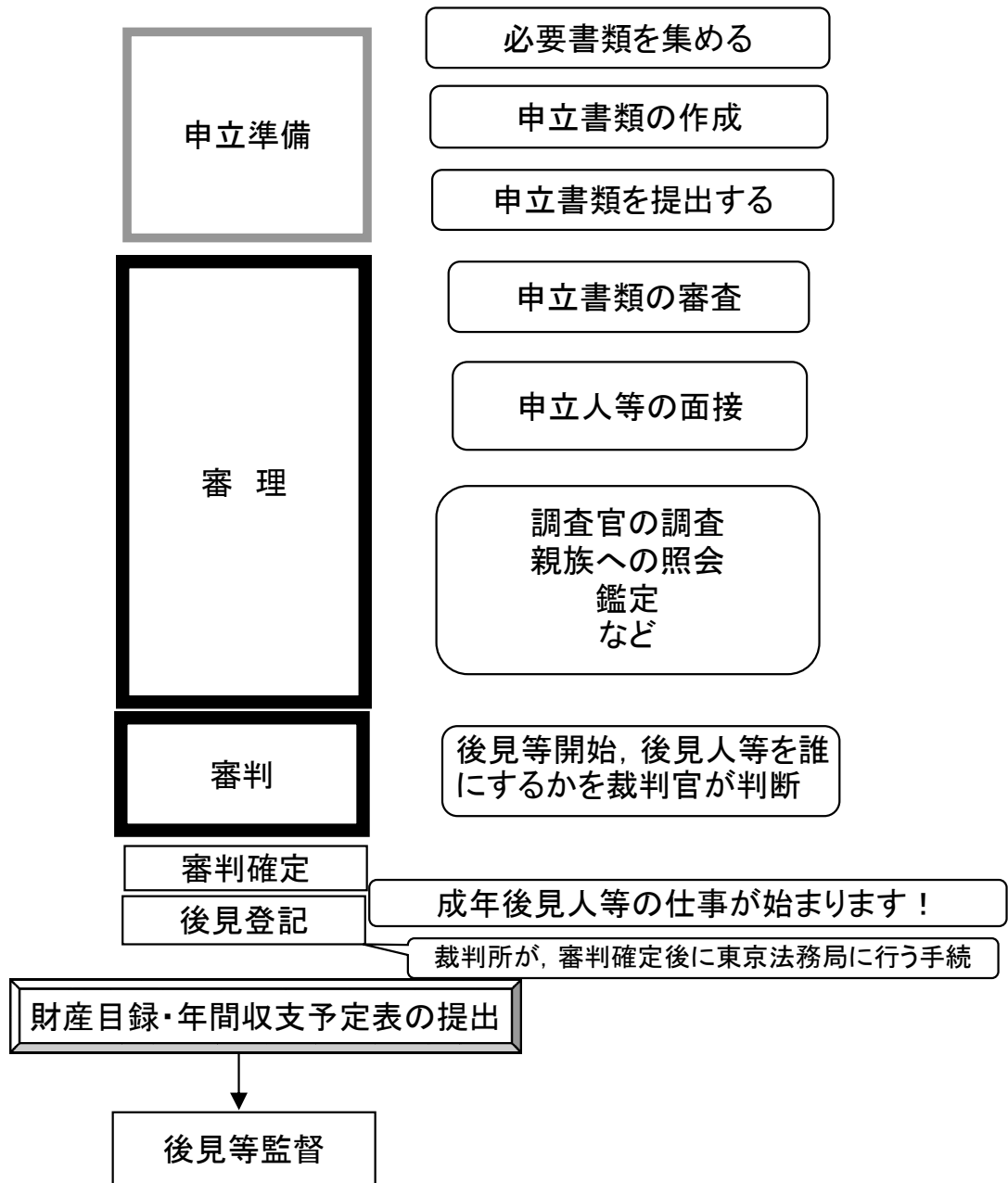
4	<p>登記されていないことの証明書</p> <p>◎本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」欄にチェックをしてください。)</p>	<p>東京法務局(17ページ参照) 前橋地方法務局</p> <p>申請には、申請人と本人との関係を示す両者の戸籍謄本が必要です。予めこれらの戸籍謄本のコピーをとり謄本に添付して申請すれば、謄本を返却してもらえます。</p>
5	<p>診断書(成年後見制度用) (主治医等に作成してもらってください。)</p> <p>本人情報シート (ご本人を支えている福祉関係者(ソーシャルワーカーの方や介護支援専門員等)に作成してもらってください。)</p>	<p>前橋家庭裁判所・支部の窓口 (インターネットや郵送でも取寄可。上記参照)</p>
6	<p>費用(申立書と一緒に納めていただきます。)</p> <p>◎収入印紙 ①800円②2,600円 (①申立費用, ②登記費用) (保佐や補助で代理権や同意権の付与の申立てもする場合は、それぞれ800円を追加してください。)</p> <p>◎郵便切手 4,480円 (内訳 500円切手×6枚 100円切手×5枚 84円切手×10枚 10円切手×10枚 5円切手×5枚 1円切手×15枚)</p> <p>◎鑑定費用 10ページをご覧ください。</p>	<p>郵便局など</p>

4 申立ての取下げについて

重要

申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。例えば、後見人等の選任に関する不満(候補者が後見人等に選任されない、後見監督人が選任されるなど)を理由とした取下げは、許可されない場合に該当する可能性が高いと考えられます。

標準的な審理の流れ



※ 申立てを受け付けてから審判がされるまで1～2か月かかります。

申立てをした後の手続の流れ

前ページの図表のとおりの手順で進行します。特に問題がなければ、申立てから1～2か月ほどで審判となります。

1 面接（申立人，後見人等候補者など）

前橋家庭裁判所では，原則として，申立後，申立人及び成年後見人等候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っております。申立書類を提出した後，担当者から連絡を差し上げますので，都合の良い日をご相談下さい。

申立人からは，申立時に提出していただく「申立事情説明書」に基づいて，申立てに至る事情，本人の生活状況，判断能力及び財産状況，本人の親族らの意向等について伺います。このうち，本人の財産状況に関しては，「申立事情説明書」と併せて「財産目録」と「収支予定表」を提出していただきますが，申立時に把握している範囲で結構です。「財産目録」には，不動産登記簿謄本（全部事項証明書），預貯金通帳や有価証券類等のコピーを，「収支予定表」には領収書等のコピーを添付していただくようお願いしておりますので，あらかじめご用意ください。

成年後見人等候補者からは，やはり申立時に提出していただく「後見人等候補者事情説明書」に基づいて，欠格事由の有無，その適格性に関する事情を確認します。

面接の際に十分な確認ができなかった場合は，後日改めて家庭裁判所にお越しのいたり，資料の追加提出をお願いしたりすることがあります。手続の迅速な進行のため，審判に必要な資料を申立人から積極的に提出していただいておりますので，ご理解とご協力をお願いします。

2 本人調査（本人との面接）

成年後見制度では，本人の意思を尊重するため，申立ての内容などについて本人からご意見を直接伺うことがあります。これを本人調査といいます。

本人調査の際は，本人に家庭裁判所にお越しいただくことがあります。ただし，入院，体調等によってお越しいただくことが困難な場合は，後日，家庭裁判所の担当者が入院先等に直接伺います。

なお、補助開始の場合や、保佐開始で代理権を付ける場合は、本人の同意が必要となりますので、本人調査の手続の中で同意の確認も行います。

3 親族への意向照会

家庭裁判所は、審理の参考とするため、本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要及び成年後見人等候補者の氏名を伝え、これらに関する意向を照会する場合があります。

4 鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所から医師に鑑定を依頼して行われます。ただし、親族からの情報や診断書の内容などを総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は、鑑定が省略されることもあります。

鑑定を行う場合は、通常、本人の病状や実情をよく把握している主治医に鑑定をお願いしています。ただし、事案によっては、主治医に鑑定を依頼できない、または、鑑定を引き受けていただけないこともあります。その場合は、主治医から他の医師を紹介していただくなど、鑑定を依頼できる医師をお探しいただくことがあります。

鑑定費用（鑑定人への報酬）は、鑑定人の意向や鑑定のために要した労力等を踏まえて決められます。鑑定費用は、おおむね5万円から10万円程度の費用が掛かります。また、別途検査料などが掛かる場合もあります。

なお、鑑定を行う場合、鑑定費用等を家庭裁判所にあらかじめ納めていただく必要があります。鑑定を行うことになった場合、家庭裁判所から金額を連絡しますので、定められた期限までに納めてください。

5 審理・審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、後見等の開始の審判をし、併せて、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。複数の後見人等を選任することもあります。また、監督人を選任することもあります。

保佐開始や補助開始の場合には、申立てに基づいて、必要な同意（取消）権や代理権も定めます。

6 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金について

後見制度支援信託とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

家庭裁判所が、信託の利用に適すると判断した事件について、専門職団体から推薦を受けた弁護士又は司法書士を後見人に選任し、後見制度支援信託の利用の適否を検討するように指示します。家庭裁判所の指示を受けた専門職後見人は、後見制度支援信託利用の適否を検討し、利用に適すると判断した場合には、信託先の信託銀行等、信託財産額、定期交付金額等を記載した報告書を家庭裁判所に提出します。家庭裁判所は専門職後見人に信託契約締結の指示書を発行し、専門職後見人は、信託契約を締結した後辞任し、本人の財産を親族後見人に引き継ぎます。

この際、専門職後見人は、引き継ぐべき財産の中から報酬を受領します。

後見制度支援預貯金も、後見制度支援信託と同じように、通常使用しない金銭を銀行や信用金庫またはJAバンク等に預け入れする仕組みです。後見制度支援預貯金を利用した場合にも、払戻しや口座を解約する場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

これらの仕組みを利用する場合には、家庭裁判所から別途ご案内します。



注意！！

1 次の人は成年後見人等になることができません。(欠格事由)

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人, その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 次のいずれかに該当する場合は, 後見人等候補者以外の者を選任したり, 成年後見監督人等を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買や生命保険金の受領など, 申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- (4) 遺産分割協議など後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり, その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前, 後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など, 年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため, 定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (8) 後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立て時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから, 今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり, 相談できる者を希望したりした場合
- (11) 後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用(担保提供を含む。)し, または利用する予定がある場合
- (12) 後見人等候補者が, 本人の財産の運用(投資)を目的として申し立てている場合
- (13) 後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない, 又は行うことが難しい場合
- (14) 本人について, 訴訟・調停・債務整理等, 法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり, 専門職による調査を要する場合

3 弁護士, 司法書士, 社会福祉士等といった第三者の専門職が成年後見人等や成年後見監督人等として選任された場合, 第三者の成年後見人等からの申立てにより, 家庭裁判所は報酬額を決定する審判をします。報酬は本人の財産の中から支払われます。

7 審判確定と登記

審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立てがされない場合は、後見等開始の審判について法的な効力が確定します。審判に不服がある申立人や利害関係人は、この2週間の間に不服申立て（「即時抗告」といいます。）の手続をとることができます。しかし、誰を成年後見人等に選任するかという点については、不服申立てをすることができません。

確定後、家庭裁判所が、東京法務局に審判内容を登記してもらうよう依頼します（戸籍に記載されることはありません。）。登記が済み次第、後見人等には家庭裁判所から登記番号を通知しますので、その番号をもって、東京法務局か県庁所在地の法務局で登記事項証明書を取得してください（郵送取り寄せもできます。）。なお、この登記手続には2週間程度かかります。

成年後見人（保佐人、補助人）の職務について

1 仕事の始まり（財産目録及び収支予定表の作成）

成年後見人に選任された方（保佐人、補助人に選任された方で財産管理に関する代理権のある方）は、まず財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、年間の収支予定を立てなければなりません。

特に、後見人は、この財産目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為しかできないことが法律で定められていますので、ご注意ください（民法第854条）。

2 成年後見人、保佐人、補助人に共通すること **重要**

成年後見人等は、申立てのきっかけになったこと（例えば、保険金の受取りや預貯金の引出し、遺産分割など）が終わった後も、本人を法的に保護しなければなりません。

本人の財産管理は、本人の利益を損なわないよう、元本が保証されたものなど安全確実な方法で行うことを基本とし、投機的な運用はしないでください。

本人を保護することが成年後見人等の仕事ですので、本人の利益に反して本人の財産を処分（売却や贈与など）してはいけません。成年後見人等、本人とその配偶者や子、孫など（親族が経営する会社も含む。）に対する贈与や貸付けなども、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が第三者に対して負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費などです。それ以外のものについて、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額

の範囲内で支払う祝儀や香典等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が解任することがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪（刑法第253条）等の刑事責任を問われることがあります。

3 成年後見人の主な職務

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、財産を適正に管理し（財産管理義務）、必要な代理行為を行います。そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

具体的には、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理をするとともに、本人に代わって預金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行います。

4 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消すことです。特定の行為について、代理権を行使する場合があります。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

具体的には、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にこれを取り消すことができます。また、代理権付与の申立てが認められれば、認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

5 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、本人に対し適切に同意を与え、本人の行為の取消権又は代理権の行使をすることです。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

代理権付与の申立てが認められれば、認められた範囲内で代理権を有し、これ

に対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督，保佐監督，補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは，家庭裁判所が，成年後見人等に対して，後見等の事務を適切に行っているか，又は，後見等の事務を行う上で問題点がないかを確認することをいいます。

事案によっては，家庭裁判所が，弁護士や司法書士などの専門職を後見等監督人に選任して，監督事務を行わせる場合もあります。

成年後見人等が選任されますと，家庭裁判所は成年後見人等に対し，一定期間ごとに後見等監督を行います。後見等監督では，後見人等が，定期的，かつ，自主的に，本人の現状や現在の問題等についての報告書，本人の財産目録，その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを家庭裁判所に提出しなければなりません。そのため，日ごろから，領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに，収支状況を把握しておく必要があります。報告書等は，家庭裁判所が作成した書式（ウェブサイトからダウンロードすることができます。）に記入していただく形式になっています。

弁護士や司法書士などの専門職が後見等監督人に選任された場合は，上記のような報告書等はその後見等監督人に対して提出していただきます。

2 家庭裁判所への申立てが必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は，事前に家庭裁判所への申立てが必要となります。

- (1) 本人の^{*}居住用不動産について，売却，賃貸，抵当権の設定のほか，建物を取り壊したり，賃借物件であるときは賃貸借契約の解除をする場合などには，「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。
- (2) 本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり，成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等，本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合，「特別代理人選任（臨時保佐人，臨時補助人）の選任の申立て」が必要です。
- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬を求める場合，「報酬付与の申立て」が必要です。

* 居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいる建物等だけでなく，施設入所中・入院中の者が施設等を出たときに住むべきものを含む。）

成年後見人（保佐人，補助人）の仕事が終わるとき

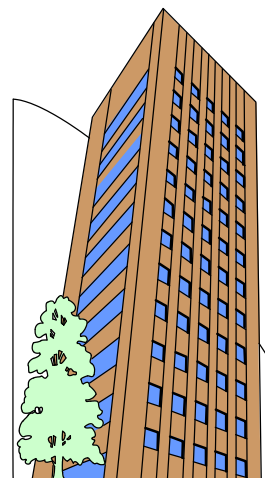
一度，成年後見人等に選任されますと，辞任するには家庭裁判所の許可が必要であり，それも正当な事由がある場合に限られます。

1 本人が死亡したとき

本人が死亡した場合には，後見等自体が終了することになりますから，速やかに家庭裁判所に連絡した上で，本人の除籍謄本又は死亡診断書のコピーを送付した後，東京法務局後見登録課に後見終了登記の申請をしてください。そして，本人の相続人に報告し，管理していた財産を引き継いでください。

2 成年後見人等の辞任

成年後見人等は，病気などやむを得ない事情がある場合は，家庭裁判所の許可を得て，辞任することができます。ただし，辞任しても後見等は終了しませんから，「後見人等辞任の許可の申立て」のほか，別途，後任の「後見人等選任の申立て」が必要です。辞任が許可され，新たな成年後見人等が選任された場合には，後任の後見人等に引継ぎを行うことになります。



（問合せ先）

申立てをした裁判所にお問い合わせ下さい。（5 ページ参照）

東京法務局後見登録課

- 【住 所】 〒102-8226
千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 4階
- 【電 話】 03-5213-1360（後見登録課 直通）

前橋地方法務局

- 【住 所】 〒371-8535
前橋市大手町2-3-1
- 【電 話】 027-221-4466

申請用紙の交付場所

成年被後見人等及び成年後見人等への登録の有無や後見登記内容等を確認するため、「登記事項証明書」という証書の発行を受けることができます（有料）。

申請用紙の交付場所は、最寄りの法務局，地方法務局，同支局です。

※必要手数料は，証明申請1通につき，収入印紙550円です。

申立ての前に必ずお読みください。

- 1 「成年後見申立ての手引」を最後までよく読んで、制度全体を十分理解してください。
- 2 **申立書に候補者として記載された方が必ず選任されるわけではありません。**
後見人等として誰を選任するかは、家庭裁判所の裁量に委ねられています。
家庭裁判所は、本人の財産管理等をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が関与する必要があると判断した場合には、候補者の方ではなく第三者の専門職を後見人等に選任したり、候補者の方を選任した上で後見等監督人を選任したりすることがあります。専門職が後見人等に選任された場合、本人の財産から報酬が支払われることとなります。
- 3 **申立後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要になります。**
成年後見・保佐・補助開始の審判の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。これは、公益性や本人保護の見地から申立ての取下げにより終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。したがって、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人等に選任されない、後見等監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、不許可になる可能性が高いとされます。
- 4 **申立書提出後、面接日を調整します。**
前橋家庭裁判所では、申立後に、原則として、申立人及び後見人等候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っています。申立書類を家庭裁判所に提出していただいた後、担当者から申立人に電話連絡をしますので、都合のつく日を調整して下さい。
- 5 特に問題のない事案であれば、申立てから1～2か月程度で後見等開始の審判がされるが多くなっています。
- 6 申立てのきっかけとなったこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）が解決しても、後見人等の職責はそのまま続きます。
- 7 後見人等として選任された場合には、一定期間ごとに家庭裁判所の監督（後見等事務報告書や財産目録の提出など）を受けます。